

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人光明童園 (施設名) 光明童園	種別：児童養護施設
代表者氏名：理事長 堀 陽明 (管理者) 施設長 堀 浄信	開設年月日： 昭和24年6月1日
設置主体：社会福祉法人光明童園 経営主体：社会福祉法人光明童園	定員：75名 (利用人数) (70名)
所在地：〒867-0021 熊本県水俣市平町1丁目3-3	
連絡先電話番号： 0966-63-2074	FAX番号： 0966-62-5880
ホームページアドレス	http://www.hikaridouen.net/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
児童養護事業、ショートステイ事業、トワイライト事業、ファミリーサポートセンター事業、子育てサークル、地域療育事業、病児・病後児保育	誕生会、日帰り旅行、一泊旅行、花祭り、海水浴、感謝祭、スポーツ観戦、市民駅伝、施設対抗球技大会、餅つき、新年会、調理実習、誕生日外食、初売り買物、BBQ 等
居室概要	居室以外の施設設備の概要
本体ユニット(8)、小規模グループホーム(3) 地域小規模児童養護施設(2)	地域交流紫光ホール、心理棟、親子支援室、里親交流ホーム、地域療育事業室、駐車場 等

2 施設・事業所の特徴的な取組

<p>○子どもからの相談や意見を表明できる多くの環境が整備され、きめ細やかで質の高い養育・支援が実践されています。各ホームに苦情解決の仕組みや幾つかの相談先が記載されたものが掲示され周知されています。また職員による年2回の個別面談、施設長面談、ホーム会議、ホームdeおもてなし、ひかりっ子相談室等、子どもが意見を表明する機会が多く設けられています。また、施設行事への第三者委員の参加や、その際の食事会等で子どもと交流する機会も設けられており、子どもが外部委員に相談しやすい環境づくりにも努めています。</p>
--

3 評価結果総評

<p>◆特に評価の高い点</p> <p>○法人の理念・基本方針の周知が徹底しています。ホームページや施設の居室の掲示板、会議室等多くの場所に掲示されており、さらに施設の広報紙、パンフレット等にも掲載され周知されています。職員には、月例会議や研修会等で確認するとともに、理念・支援方針・倫理綱領を記載したカードを常に名札と共に携行させ更なる周知が行われています。子どもや家族に対しては、それぞれに分かり易くコンパクトにまとめた事業計画書や広報紙への掲載等により周知を図っています。</p> <p>○管理者の責任とリーダーシップが発揮されています。毎月の職員会議や研修会において、施設長訓話の実施や研修会の講師を務めたり、広報紙等での施設長挨拶などで自らの</p>

役割や責任について明確にしています。また、職員会議で職員の良い支援について施設長が取り上げ「キラリグッド」として紹介し、いい支援を広めるとともに、職員のやる気の醸成も図っています。なお、施設長は社会福祉士の資格や福祉サービス第三者評価調査員の資格を取得するなど、自らの自己研鑽による専門性の向上に努め、そのような活動等がサービスの質の向上に繋がっています。

○施設の後援会である「児童養護施設光明童園を支える会」が組織されており、様々な支援や活動が行われています。700名を超える会員を有し、子どもの卒園時の運転免許取得費用や就職・進学準備金、施設整備への助成などの支援が行われています。また、地域社会活動にも協力されており、地域に対して、施設や子どもへの理解を深める役割も担っています。

○施設の小規模グループケアが実施され、より家庭に近い環境で子どもを尊重した養育・支援が行われています。子どもの意見を聞き、子どもを尊重することを大事にしています。CAPプログラムの実施や性といじめのアンケート実施、子どもの権利ノートを各個人に持たせてあります。また、年5回の子ども達とのホーム会議の実施、園長や主任が子どもたちの意見を聞く機会となるホームdeおもてなしなど、子どもが意見を表明できる場を多く作られています。なお、一定ルールのもと高校生に携帯電話の使用を認め、携帯電話の安全使用教室を計画されています。

◆改善を求められる点

○子どもの個人情報保護については、個人情報保護規程が整備され対応されていますが、その運用に課題が見られます。一部職員に於いては、子どもの画像を職員個人所有の携帯端末に保存している事例が見受けられました。このようなことは、子どもの情報が不適切な利用や漏えいに繋がりがねませんので、再度、個人情報の取扱いに関する職員研修を実施され周知されることが望まれます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H30.3.6)

○当園で「子どものために」と試行錯誤しながら取り組んでいることを詳細に見ていただき、良い評価をいただいたと嬉しく感じています。現状に満足せず、今後、改善すべき点についても、子どもの意見を聞きながら、職員と共に検討していきたいと思っております。とても良い機会をいただきました。ありがとうございました。

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

一般社団法人 熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業

②評価調査者研修修了番号

SK15142(08-021)

06-053

14-008

③施設名等

名称： 光明童園

種別： 児童養護施設

施設長氏名： 堀 浄信

定員： 75名（利用人数 70名）

所在地： 熊本県水俣市平町1丁目3-3

TEL： 0966-63-2074

【施設の概要】

開設年月日 昭和24年6月1日

経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 「光明童園」

職員数 常勤職員： 46名

職員数 非常勤職員： 10名

専門職員の名称（ア） ケア・ワーカー（保育士・指導員）

上記専門職員の人数： 31名

専門職員の名称（イ） 家庭支援専門相談員

上記専門職員の人数： 2名

専門職員の名称（ウ） 里親支援専門相談員

上記専門職員の人数： 1名

専門職員の名称（エ） 心理療法担当職員

上記専門職員の人数： 1名

専門職員の名称（オ） 看護師

上記専門職員の人数： 1名

専門職員の名称（カ） 職業指導員

上記専門職員の人数： 1名

施設設備の概要（ア）居室数： 本体ユニット(29室) 小規模グループホーム(16室)

施設設備の概要（イ）設備等： 本体ユニット(8)小規模グループホーム(3)小規模児童養護施設(2)

施設設備の概要（ウ）： 事務室、地域交流ホーム、親子訓練室、職業指導室、心理療法室

施設設備の概要（エ）： 児童発達支援センター（県事業）、病児・病後児室、駐車場

④理念・基本方針

【理念】「和顔愛語（わげんあいご）」（和やかな笑顔・やさしい言葉・思いやりの心）

【基本方針】児童とともに生活していく中で、生活習慣の中のみ仏の教えを、宗教的情操を根底として、和顔愛語【①和やかな笑顔 ②やさしい言葉 ③思いやりの心】をスローガンとし、「報恩感謝」の生活を実践し、世の荒波に屈せず、世のため、人のために明るく生きていく、そのような人間に育成する。また、対外的には、地域性を最大限に生かした社会性をはかり、地域の中に根ざした施設づくりに努力邁進する。

⑤施設の特徴的な取組

○子どもからの相談や意見を表明できる多くの環境が整備され、きめ細やかで質の高い養育・支援が実践されています。各ホームに苦情解決の仕組みや幾つかの相談先が記載されたものが掲示され周知されています。また職員による年2回の個別面談、施設長面談、ホーム会議、ホームdeおもてなし、ひかりっ子相談室等、子どもが意見を表明する機会が多く設けられています。また、施設行事への第三者委員の参加や、その際の食事会等で子どもと交流する機会も設けられており、子どもが外部委員に相談しやすい環境づくりに努めています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	平成29年11月16日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	平成30年2月21日
受審回数	3回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

○法人の理念・基本方針の周知が徹底しています。ホームページや施設の居室の掲示板、会議室等多くの場所に掲示されており、さらに施設の広報紙、パンフレット等にも掲載され周知されています。職員には、月例会議や研修会等で確認するとともに、理念・支援方針・倫理綱領を記載したカードを常に名札と共に携帯させ更なる周知が行われています。子どもや家族に対しては、それぞれに分かり易くコンパクトにまとめた事業計画書や広報紙への掲載等により周知を図っています。

○管理者の責任とリーダーシップが発揮されています。毎月の職員会議や研修会において、施設長訓話の実施や研修会の講師を務めたり、広報紙等での施設長挨拶などで自らの役割や責任について明確にしています。また、職員会議で職員の良い支援について施設長が取り上げ「キラリグッド」として紹介し、いい支援を広めるとともに、職員のやる気の醸成も図っています。なお、施設長は社会福祉士の資格や福祉サービス第三者評価調査員の資格を取得するなど、自らの自己研鑽による専門性の向上に努め、そのような活動等がサービスの質の向上に繋がっています。

○施設の後援会である「児童養護施設光明童園を支える会」が組織されており、様々な支援や活動が行われています。700名を超える会員を有し、子どもの卒園時の運転免許取得費用や就職進学準備金、施設整備への助成などの支援が行われています。また、地域社会活動にも協力されており、地域に対して、施設や子どもへの理解を深める役割も担っています。

○施設の小規模グループケアが実施され、より家庭に近い環境で子どもを尊重した養育・支援が行われています。子どもの意見を聞き、子どもを尊重することを大事にしています。CAPプログラムの実施や、性といじめのアンケート実施、子どもの権利ノートを各個人に持たせてあります。また、年5回の子ども達とのホーム会議の実施、園長や主任が子どもたちの意見を聞く機会となるホームdeおもてなしなど、子どもが意見を表明できる場が作られています。一定ルールのもと高校生に携帯電話の使用を認め、携帯電話の安全使用教室を計画されています。

◇改善が求められる

○子どもの個人情報保護については、個人情報保護規程が整備され対応されていますが、その運用に課題が見られます。一部職員に於いては、子どもの画像を職員個人の所有の携帯端末に保存している事例が見受けられました。このようなことは、子どもの情報が不適切な利用や漏えいに繋がりがねませんので、再度、個人情報の取扱いに関する職員研修を実施され周知されることが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当園で「子どものために」と試行錯誤しながら取り組んでいることを詳細に見ていただき、良い評価をいただいたと嬉しく感じています。現状に満足せず、今後改善すべき点についても、子どもの意見を聞きながら、職員と共に検討していきたいと思っております。とても良い機会をいただきました。ありがとうございました。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】○法人の理念や基本方針はホームページやパンフレット、事業計画書などに記載され、各ホームのリビングや食堂等多くの場所に掲示されており、周知が図られています。職員については、月例会議や研修会等で確認するとともに、理念・倫理綱領・支援方針を記載したカードを名札とともに携行させ周知が図られています。子どもや保護者に対しては、理念が掲載された分かり易いパンフレットをそれぞれに作成し説明をするとともに広報誌等へも掲載し更なる周知を図っています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】○施設経営を取り巻く環境や経営状況については、「社会福祉法人光明童園中・長期事業計画」を策定し、施設整備や人材育成などの多くの分野での現況把握と実施状況についての分析が行われています。施設長は国や県の会議や研修会などに積極的に参加し、社会福祉事業全体の動向等の把握をするとともに、市の教育や福祉部門の委員等にも就任し地域の情報についても把握しています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】○光明童園中・長期事業計画を策定し、経営課題等を明確にしています。光明童園中・長期事業計画では経営環境や養育・支援の内容等、幅広い分野までの現状と課題が分析され、その改善策が検討されています。また課題等については法人役員に対する説明は勿論のこと、職員に対しては職員会議で資料を配布し周知をしており、このことについては職員の自己評価の結果にも表れています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】○光明童園中・長期事業計画（H27～H31の5年間）が策定され、その中で施設経営全般、社会的養護の現状と課題、子どもへの養育・支援、人材の充実、施設整備、社会的責任の活動の推進等のビジョンが明確にされています。計画は毎年、評価・見直しが行われており数値化もされています。	

	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】○光明童園中・長期事業計画（5年間）に基づき、単年度重点事業計画が策定されています。単年度重点事業計画では、中・長期計画で定めた達成すべき実施計画や数値目標等が反映され、内容も具体的なものとなっています。毎年度末には、各委員会や職員会議等での評価・改善も実施されています。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】○事業計画は職員の意見を集約し適切に策定されています。毎年度末（1月～2月）に職員をグループに分け、各グループで当該年度の事業評価を行い、その結果について委員会で取りまとめ、新年度の事業計画を策定しています。このことから、PDCAサイクルに基づき、職員全体が参加し、組織的に行われていることが伺えます。		
	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】○事業計画の主な内容が子どもや保護者等へ適切に周知されています。子どもへの周知については、子ども向けにふりがなを付けた分かり易い事業計画を作成し、子どもに説明するとともに、各居室等に掲示されています。保護者については、全員へ郵送され周知が図られています。なお、職員の自己評価では本項目について理解していない職員が散見されましたので、更なる周知が望まれます。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】○養育・支援の質の向上に向けて、自己評価、第三者評価等が定期的・組織的に行われています。自己評価については、毎年、各ホーム毎に実施し課題が取りまとめられ、それを全体の職員会議で発表し、全体の課題として取りまとめられます。更に、これを就業改善委員会で検討し、事業計画や光明童園中・長期計画にも反映されています。		
	② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】○自己評価で得られた課題については、前項に記述のとおり職員により共有されるとともに改善策が検討され、事業報告書や光明童園中・長期事業計画にも反映されており、毎年、その改善状況の評価が行われており、PDCAサイクルに基づき実施されていることが窺われます。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

	(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】○毎月の職員会議や研修会において、施設長訓話の実施や研修会の講師を務めたり、広報紙やホームページ等での施設長挨拶などで自らの役割や責任について明確にしています。また、管理規程や職務分掌においても施設長の職務を明確にしています。		
	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】○施設長は、国や県・市、関係機関等が実施する会議や研修会に参加し幅広い分野での法令順守に努めています。全国児童養護施設協議会や社会福祉法人経営者協議会、同会青年会等からの情報や主催する会議や研修会に参加し、社会福祉施設関連法令や制度改正に伴う改正法令等の理解に努めています。職員に対しては、職員会議で説明したり、資料を配布したりして周知し、遵法精神の醸成に努めています。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】○施設長は、養育・支援の質の向上のために職員の資質向上や自らの専門性の向上に努めています。毎日の子どもの生活状況等について、ネットワーク化された記録表などで把握し職員への助言も行われています。また職員会議で職員の良い支援について施設長が取り上げ「キラリグッド」として紹介し、いい支援を広めるとともに、職員のやる気の醸成も図っています。なお、施設長は社会福祉士の資格や福祉サービス第三者評価調査員の資格を取得するなどし、自らの自己研鑽による専門性の向上に努め、そのような活動等がサービスの質の向上に繋がっています。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】○施設経営や業務の効率化・改善については、法人全体での運営会議が行われ、経営管理・人事管理・労務管理等の検証が行われています。法人の運営会議のもとに管理部会議、職員会議、就業改善委員会と組織体制が構築されていますが、管理者はそれらの活動に積極的に関与するとともに、「新たな社会的養育ビジョン」についての勉強会を開催する等のリーダーシップを発揮しています。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】○光明童園中・長期事業計画において全体的な人材確保及び育成についての基本的な考えや人材育成方針が策定されています。光明童園中・長期事業計画に基づき事業計画に人材育成方針が規定され具体的な研修会の実施等が実践されています。また各種加算職員の加配に取組み、人員体制の充実が図られています。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】○人事考課制度体制は整備されていますが、課題も認められます。各リーダーによる年2回（前期・後期）の個別面談が実施され、一次評価、二次評価、評価決定会議という組織体系の流れに沿った形の人事考課が実施されています。ただ、キャリアパス制度に基づく昇級・昇格試験制度や、キャリアアップ・スキルアップのための資格取得に関する報奨金制度の創設等の検討も望まれます。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】○職員の就業状況等の把握については、施設長による職員面談や意向調査により把握されています。職員の意向の把握では、朝礼や職員会議での施設長からの意見聴取や5連休取得による職員の年次有給休暇の取得促進やメンタルサポートなどの取組みも実施されています。またプチファミリーによる食事会や職員旅行等への助成も行われています。なお、職員の自己評価では「ホームによっては超過勤務が多すぎる」「有給休暇が取れない」等の意見が出ていますので、更なる検討が望まれます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】○施設長による職員個々の目標設定が実施され、それを管理する仕組みが構築されています。人事考課に於いて、各リーダーによる年2回（前期・後期）の目標設定面接が実施され、その際に職員個々の目標が設定されるとともに目標の進捗についても評価（中間面接、フィードバック面接）が行われており、職員一人ひとりの目標管理をする仕組みが構築されています。		

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】○職員の資質向上のための研修等が体系的・計画的に実施されていますが、教育・研修に関して施設が目指す「期待する職員像」等の検討が望まれます。法人では初級、中級、上級と区分された研修が行われ、施設においてはCSP研修や援助技術研修等が施設内外で実施され、それに対するレポートの提出を求め、養育・支援スキル向上が図られています。ただ、中・長期事業計画や単年度の事業計画の基本方針やその中で施設が目指す「期待する職員像」の明示が不明確になっていますので、今後の検討が望まれます。	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
【コメント】○研修委員会で年間・月別計画表が作られ、それを含めた個別の教育・研修計画が策定されています。職員の経験年数等の個々の状況に応じ、法人では初級、中級、上級と区分された研修が行われ、施設に於いては施設内外での研修に参加できるよう配慮されています。また、研修参加が公平に行われるよう、職員別研修履歴となる個人毎の研修参加状況も把握されています。	
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】○大学等からの実習生の受入れについては、受け入れマニュアルが整備され、窓口担当者も明確にされていますが課題も認められます。現在の実習生の受入れについては、保育士等のケアワーカーに限定されています。福祉人材の育成という福祉施設の社会的責務として他職種（社会福祉士等）についての受入れ体制の整備が望まれます。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】○法人の理念や基本方針等は、ホームページや施設の掲示板、居室、会議室等多くの場所に掲示されており、さらに法人及び施設の広報紙、パンフレット等にも掲載され周知されています。ホームページでは広報紙、法人や各事業所の概要、事業報告書、決算報告等が掲載されており、多くの情報が公開されています。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】○社会福祉法人審査基準等による外部監査は実施されていませんが、法人が契約する税理士により施設における事務・経理、財務状況について定期的な指導を受けており、行政監査以外の専門家による指導・助言を受ける体制が整備されています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】○施設の管理規程及び運営方針の中に「機会ある毎に積極的に地域社会に参加し、地域の中に根ざした施設づくりに努めなければならない」とされ、地域貢献についての明文化がされています。地域貢献については、施設の中・長期事業計画や単年度の事業計画にも明示されており、市の各種委員への職員派遣や区市からの子育て支援事業等の実施、「地域の学習教室」への地域の子どもの参加等、多くのイベントに対する地域開放が行われています。また、子ども達は各ホーム所在の地域の各種行事に参加し地域住民との交流が行われています。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】○ボランティアの受入れについては、「受け入れマニュアル」を整備し、窓口担当も決め地域との関係に努めています。「受け入れマニュアル」には受入れに関する基本的な考え方や手順も明示されており、絵画教室、学習指導、生活見守り等の継続的なボランティアを受入れしています。学校教育への協力については、市教育委員会の各種委員や学校のPTA役員等に就任しています。	

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】○よりよい養育・支援のために必要な関係機関・団体との密な連携が実践されています。児童相談所とは、子どもや保護者の情報の共有化に努めており、小中学校についても日頃からのPTA活動や施設での連絡会が毎年開催され、子どもの生活状況や課題が共有されています。また、県・市要保護児童対策地域協議会や市子どもネットワーク会議等、多くの関係機関が集結する連絡会に参加し、必要な情報の収集やネットワーク化に努めています		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
【コメント】○施設の有する機能を地域に開放・還元する取組みが積極的に行われています。施設で実施するCSP（コモンセンスペアレンティング）の研修等の施設外の人への受入れや県・市の子育て支援事業への協力・実施、市主催の事業への専門職員の派遣、地域の団体への会場の提供など、積極的に施設の機能を提供しています。また、事業所の活動状況を記したパンフレットを市役所に配布し、施設の機能等について市民への周知を図っています。		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】○地域の福祉ニーズを把握し、これに基づく公益的な事業・活動が積極的に行われています。施設長は市の福祉や教育関係部門や社会福祉協議会で多くの委員を務めており、その中で必要な地域の福祉ニーズの把握に努め、病児・病後事業等の子育て支援事業や障害児の療育事業等を実施しています。今後は、更に地域に不足しているニーズの把握のために、社協や民生委員会、自治会等の意見を聴取する機会を設けたり、イベントとの際に参加者からアンケートを徴したりして新たな福祉ニーズを把握し、対応することも望まれます。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】○法人の理念、運営方針（管理規程）、倫理綱領に明記され、「理念、運営方針、倫理綱領」を記載したカードを名札とともに携行し周知が図られています。全職員が「人権擁護のためのチェックリスト」に基づき年2回の自己点検を実施し、人権侵害等の確認を実施しています。また職員会議や研修、適時会議等で協議を重ね共通理解に努めています。子どもに対しては、「学期ごとのホーム会議」、施設長等が各ホームを訪問し会食をしながら直接意見を聞く「ホームdeおもてなし」、月1回の第三者への相談の場である「ひかりっこ相談室」、CAPプログラムの実施等、多くの子どもたちが意見を表明する機会が設けられています。		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
【コメント】○「虐待防止マニュアル」「プライバシー保護マニュアル」や「個人情報保護規程」が整備され、職員会議等で周知徹底が行われています。職員については、職員会議や社会福祉援助技術職等の研修により虐待防止やプライバシー保護についての共有が図られています。また、施設の小規模化に取組み、少人数のグループでの支援が行われ、自由にくつろげる個室が確保されています。一方、子どもや家族へは入所時のプリント配布による説明で周知を図っています。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】○ホームページや事業計画に掲載し、積極的な情報提供への取組みが行われています。事業計画については、子どもにはルビをふったものを用意し、各ホームで職員が説明しています。また保護者に対しても分かりやすくコンパクトなものを用意して説明をしたり、保護者に会えない場合は郵送をして情報提供に努めています。施設案内のパンフレットは見学者や実習生等にも説明を行う等、積極的な情報提供が行われています。		

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】○入所時や年度当初等にパンフレットなどにより、子ども・家族に詳しい説明が行われています。意思疎通に支障のある子どもがより理解しやすいように、ルビをふったパンフレットや写真や図を用いて内容が伝わるように配慮がなされています。また、幼小学生用、中高生児童用といった理解力に応じた内容となっており、わかりやすく具体的な説明が行われています。毎年の事業計画についても、子ども用、保護者用に簡潔版が用意されています。	
③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】○措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した取組みが行われています。措置変更に当たっては、詳細な引継文書を作成し、申し送り会議も開催されて適切な対応が行われています。措置変更や施設を退所後のアフターフォローの窓口担当者も決められていますが、配置されている職業指導員による進学支援、退所児等の生活状況の把握・定期連絡・再就職支援、卒園生の会(OH会)の実施、学校やハローワークとの調整等のきめ細やかな支援も行われています。	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】○子どもの満足の向上を目的とする定期的な個別聞き取り等の具体的な取組みが行われています。性教育委員会において、年2回(小学生は3回)いじめや性に関するアンケート、給食委員会では年1回の嗜好調査が実施されています。アンケート結果が分析・検討され改善が行われています。このほかに年2回の子どもからの聞き取り調査、ホーム会議、ホームdeおもてなし等が実施されています。	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】○苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する仕組みが構築されています。苦情解決については、「入所児童の苦情に関する規程」が整備され、3名の苦情解決委員も決められて、その対応に関するシステムがしっかりと構築されています。各ホームに設置されている意見箱は週1回収され、聞き取り等が行われています。さらに苦情解決の仕組みを説明した掲示板が各ホームに掲げられています。	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】○子どもが相談や意見を述べやすい環境が多く整備され実践されています。各ホームに苦情解決の仕組みや幾つかの相談先が記載されたものが掲示され周知されています。また、職員による年2回の個別面談、施設長面談、ホーム会議、ホームDeおもてなし、ひかりっ子相談室等、子どもが意見を表明する機会が多く設けられています。施設行事への第三者委員の参加やその際の食事会等で子どもと交流する機会も設けられており、子どもが外部委員に相談しやすい環境づくりにも努めています。ただ、施設のユニット化で密室化が進んでいることから、今後は切手の要らない葉書(外部への相談)を準備するなどの検討も望まれます。なお、子どものアンケートで中学生の回答では約50%が第三者委員のことを知らないと答えていますので、その検証が必要と思われます。	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】○子どもからの相談や意見に対して組織的かつ迅速な対応が行われています。各ホームに意見箱が設置され、週1回、回収され2名の苦情解決委員が対応し、第三者委員へも協議され、その結果は職員会議で報告され職員間の共有がなされています。また、施設長による個別面接、年2回の職員による個別面接、ホームdeおもてなし等、子どもに意見を聞く機会を多く設けています。なお、職員の自己評価において対応マニュアルを理解していない職員が見受けられましたので、その周知が望まれます。	

(5)	安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】○リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安全を脅かす事例の収集や要因分析等が実施されています。多くのヒヤリハット事例が報告され、事案については月1回の事故防止委員会での内容の対応策等や改善策が検討され、職員会議に報告されています。また3カ月毎に第三者委員を含む事故防止対応委員会へ報告されるとともに対応や改善について検討されています。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】○感染症の予防が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設としての体制を整備し取組まれています。感染症マニュアルや対応フローチャートが策定され、業務分担表で役割も明記されています。また、職員に対しては保健所職員による研修や衛生委員会による健康教育が行われ、子どもに対しての研修・教育も実施され、組織的な取組が行われています。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
【コメント】○火災、地震等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組が組織的に行われています。防火対策要綱や災害対策フローチャートが整備され、災害時の役割分担等も決められ、各ホームにも連絡先や対応フロー等が掲示されています。また、施設職員が地域消防団に加入しており、毎月の防災訓練により地域の消防署、警察、消防団等との連携を図るとともに、市が実施する総合防災訓練等にも参加しており、施設での災害には、地域消防団や関係機関の協力が得られるよう努力をされています。なお、子どもに対しては、各ホーム毎に周知が図られています。		

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】○養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され実施されています。養育・支援の標準的な実施方法については、「業務マニュアル」が整備され、これに基づき実施されています。その中には毎日の養育・支援についての標準的な日課表が各ホーム毎に整備されています。マニュアルには子どもの権利擁護の姿勢が明示され、職員は人権擁護に関するチェックリストにより定期的に確認するようになっています。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】○標準的な実施方法について定期的な検証や必要な見直しが行われています。業務の標準的な実施方法について定期的に検証する仕組みとしては、毎年度当初の職員会議や毎年の自己評価と3年毎の第三者評価結果等での検討が行われています。子どもからの意見を徴する機会としては、施設長や職員、外部有識者等との面談の機会が多く設けられています。		
(2)	適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】○アセスメントに基づく個別的な自立支援計画が適切に策定されています。入所時には児童相談所の自立支援計画書に基づき1カ月を目途に策定されるが、ホームの自立支援アセスメント表により各ホームで心理職員、看護師が入りアセスメントが行われ、個別支援方針が設定され、それを全体会に提案し年度当初の自立支援計画が策定されています。年に3回の評価見直しが行われています。支援困難ケースについても、担当職員から主任、施設長に報告され、処遇困難ケース会議が実施され、自立支援計画が見直される仕組みが作られています。		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】○自立支援計画の評価・見直しについては定期的に行われています。自立支援計画の評価・見直しについては、原則として年3回実施され、見直しの際には、各ホームでのミーティングにおいて支援方法を振り返り自己評価がなされ、主任、施設長のチェックを得て、最終的には施設全体会で決定され組織的な対応がなされています。ただ、計画を緊急に変更する場合の実施方法や考え方等についての仕組みの構築が望まれます。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
【コメント】○子どもの養育・支援の実施記録は施設独自のパソコンのネットワークを利用し、施設全体で情報を共有する仕組みが構築されています。ケース記録の電子化により職員の業務省力化につながるとともに、自立支援計画策定時のアセスメントの材料にもなっています。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】○子どもの個人情報保護については、個人情報保護規程が整備され対応されていますが、その運用に課題が見られます。一部職員に於いては、子どもの画像を職員個人の所有の携帯端末に保存している事例が見受けられました。このようなことは、子どもの情報が不適切な利用や漏えいに繋がりがねませんので、再度、個人情報の取扱いに関する職員研修を実施され周知されることが望まれます。		

内容評価基準（41項目）A-1 子ども本位の養育・支援

(1)	子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
【コメント】○子どもの発言を聞くことを大事にし、子どもの意見を最優先に考えて接しておられます。そのためにホーム会議を年に5回開催し、職員が考えを共有するために、子どもと一緒に食事をするホームdeおもてなし、朝礼の報告を10時から行うなど取り組みの工夫がなされています。情報共有のために、施設のスマートフォンを活用されていますが、一部職員個人のスマートフォンも活用されており、個人情報保護の観点から情報の共有に関する更なる工夫が望まれます。		
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】○ライフストーリーワーク（LSW）が取り入れられています。また、性といじめのアンケートの最後に、「なんでここにいるのか知りたいですか」の項目を設け、子どもの気持ちを聞いています。事実について伝えるべきことは伝えたいと考えていますが、児童相談所との連携、親の了解や子どもの年齢など個別のケースに応じて配慮されています。退所した後に出自を知りたくなった成人のケースにも細やかに対応されています。		
(2)	権利についての説明	
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】○外部の団体に依頼し、CAPプログラムが年齢に応じて実施され、施設長からも権利擁護に関して説明されています。CAPプログラム終了後は必ず職員とともに振り返りが行われています。また、年に1回はスタッフも一緒に研修に参加し権利について学ぶ機会となっています。		

(3) 他者の尊重		
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
【コメント】○同年齢、異年齢との関わり、職員と子どもの個別のふれあいの時間を作っておられますが、子どものアンケートからすべての子どもの満足とはなっていません。しかし、幼児を寝かせた後で、中高生と話をする時間を作る、スタッフが足りないときは、事務所の職員など他のスタッフも手伝いをするなど工夫し努力されています。また、地域の人や子ども会に参加し、地域の子どもの交流も図られています。子ども同士のケンカは、できるだけ子ども同士で解決ができるような関わりをされています。		
(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】○職員は、人権擁護・人権侵害防止のための点検事項の自己評価を年に4回実施しています。そこから課題も明らかになるため、その課題改善のための検討が行われています。職員の課題への改善案に対しての意見聴取を行う対応委員会があり、委員は外部の9名と職員17名（リーダー以上）で構成されています。何かあれば、すべてをヒヤリハットに記入し、当日か翌日に職員で検討を行う取組みがなされています。		
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】○被措置児童に対する職員による虐待の禁止は、管理規定、就業規則に記載されています。園児の危機対応マニュアルに職員による暴力の対応フローチャートがありますが、処分内容に関しても明記されることが望まれます。また、職員の被害、加害に関しては、ヒヤリハットに記載し、当日、翌日に職員で検討し、場合によっては児童相談所への報告がシステムとしてできています。CAPプログラムも実施されています。園独自のキラリグッドというシステムがあり、職員の良い取り組みを園長が見つけ、皆で共有できるようなシステムも作られています。		
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
【コメント】○全国児童養護施設協会の人権擁護のためのチェックリストを全職員が実施しており、各ユニットで検討し職員会議でも検討されています。子どもたちには、毎年4月に施設長から権利について話をし、一人ひとりに児童相談所の連絡先が記載されている権利ノートが渡されています。なお、届出、通告、不利益にならないことは就業規則、管理規定に記載されていますが、より整備徹底されることが望まれます。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
【コメント】○事業計画では、宗教的情操教育があげられています。宗教行事はお寺の行事であり、子どもたちに強制はされていないということでした。お寺の行事なので、地域の子どもたちも参加しています。クリスマス行事も各ユニットで行われています。ただ、職員の自己評価によると浄土真宗の合掌や食前食後の言葉などが書かれており、更なる配慮が望まれます。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されるに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】○入所時用に、「ようこそ光明童園へ」という施設の説明パンフレットを、幼児、小学生用、中高生用、保護者用とわかりやすく作成されています。入所時には本人が安心する持ち物の持ち込みは自由であることや好きな食べ物を聞き、当日の食事を準備し、子どもの不安が和らぐように努められています。入所時には、好きなキャラクターなどを聞いて、その日に職員と一緒に布団や食器を買いに出かけるなど十分な配慮がなされています。入所後についても、担当職員が寄り添いフォローし、必要に応じて心理職員と連携されています。		

<p>② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p>【コメント】○各ユニットでホーム会議が開催されており、議事録も残されています。食事についての希望が出たときには、献立に反映するよう検討されています。「ホームdeおもてなし」という、施設長や主任が各ホームを訪れ、子どもたちと交流し話を聞かれる場を設けています。子どもたちにとってはおもてなしを経験する機会を得ており、さらに自分の意見を聞いてもらう場にもなっています。</p>	
<p>(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活</p>	
<p>① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。</p>	a
<p>【コメント】○子どもの自由な参加の選択を尊重され、その上で多くの活動メニューがあります。学校での部活動参加、施設では、地域の元教員を招いて勉強の場のおさらい教室、絵画教室、手芸のボランティア、英語で遊ぶなどが行われており、塾も利用できます。地域の行事は、水俣市の体育祭、駅伝、打ち上げ、競り船大会などへの参加をされており、地域や地域の人たちとの交流が図られています。ユニットでは、本、TVなどが用意され、TV番組は隣のユニットと調整されたり、録画して見たい番組が見られるようにされています。ゲームに関しては親の意向も確認されています。</p>	
<p>② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。</p>	a
<p>【コメント】○小遣い管理規定があり、年齢ごとの小遣いなどが規定されています。お金を使う機会としては、日用品の買い物、週1回のパンの購入などがあります。日曜日は、おやつの買い物に職員と一緒に出かけ、幼児、小学生も自分で支払いをしています。衣類に関しては、中学生は職員と高校生は自分で買い物に行き購入しています。小遣い帳も記入し、子どもの経済観念を育てようとしています。ただ自立を控えた子どもに関して、一定の生活費で生活をするという経験をさせることはできておらず、今後の課題ということで早急な対応が望まれます。</p>	
<p>(8) 継続性とアフターケア</p>	
<p>① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】○復帰後の支援については、窓口担当には家庭支援専門相談員がなり、卒業後は職業指導員が対応されています。家庭復帰や就職による退所児童については、日常的な生活支援、生活問題への対応・解決、精神的な支え、親子関係の再調整等の包括的な支援を行っており、仮に施設に戻った場合は、社会福祉協議会や他の関係機関と協議をし、それぞれの役割を明確にし、フォローアップに努めています。その際の経過記録についても整備されています。</p>	
<p>② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。</p>	a
<p>【コメント】○ケース検討会が開催され必要により措置延長が多くのケースで実施されています。経過については、自立支援計画、児童記録に記録されています。措置延長で多いケースは、高校を退学するケースで、就労支援を行い、安定すると近隣に住み、措置解除となっています。その後もOH会（退所者の会）や光明実家便で食材を届けたりと支援を継続されています。家庭支援専門相談員は、いつでも、施設に来てほしいし、いつでも相談してほしいという思いを持って退所後の子ども達に接しているのが伝わってきます。</p>	
<p>③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p>【コメント】○平成29年度から職業指導員が進路や卒業後のアフターフォローを行っています。実習先や職業の開拓にも取り組んでいます。高校生への月1回の巣立ちセミナーでは、面接、コミュニケーション、食事、化粧、お金のことなどテーマにしており、子どもたちへのアンケートも実施して内容を検討されています。成人式のサポートや卒園後も誕生カードを全員に送られています。OH会（卒園者の会）があり小さなことも相談できる仕組みも作られており、公益財団東京アイデアルの活用や、光明童園実家便として食材などを送付して支援されています。</p>	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
【コメント】○子どもへのアンケートでは職員に甘えたい気持ちが感じられました。個別ケース検討会が月に1回実施されており、年1回個別指導方針策定の際は、行動課題分析やアセスメントが行われ、家庭、職員、心理職員、看護師で検討され全職員で策定会議が開催されています。職員は、年に2回専門家に相談援助技術の研修を受け、事例に基づいて理解を深めています。また、外部のSVに相談し助言やアドバイスをいただく機会もあります。子どもの理解と専門性を高めるための取組みがなされています。	
② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】○日課はありますが、それは目安であり、個々の子どもの生活時間に応じており、普通の生活という考えを大事にされています。シルバー人材センターから、洗濯や食事などの手伝いをお願いし、子どもに関わることができる時間の確保に努められています。夜間は、3回～4回不定時に見守りが実施されています。職員の自己評価では、「充分にかかわる時間が確保できない」という意見もあり今後も様々な工夫が望まれます。	
③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】○子どもたちの問いかけに直ぐに答えを出さないような関わりを心掛けて、子どもたちの行動を見守るように対応されています。子どもたちとの関わりを考えて、朝夕の職員が多くなるような勤務体制を配慮し、事務職員の支援体制もとられています。お手伝いに関しても、高校3年の2学期からは、時々家事の訓練も行われていますが、子どもが手伝いたくなるようなタイミング、場面設定を職員間で話し合われています。法人座談会で、職員が年代別で話をし、様々な考え方があることを伝えられています。	
④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】○幼児は幼稚園に通園しています。遊びや道具など、園ができることの中から子どもが希望、選択しています。また、帰宅時間を決めて、自転車で近所に自由に遊びに出かけています。子どもたちにはできるだけ制限をかけず、信じていることを伝えて、近隣住民と連携して見守られています。不登校の子どもが4名いますが、学校と連携して適応教室、通級、特別支援学級見学を職員と一緒にいき、子どもの意向で利用計画が立てられています。	
⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
【コメント】○施設長から、特に新任の時に職員の身だしなみや言葉使いについて話をされています。地域の行事への参加も多く、社会的ルールを学ぶ機会もあります。職員から子どもたちへの言葉かけでは「信頼しているよ」という言葉かけを意識して行われています。今、GSPプログラム（コモンセンスペアレンティング）を職員全体研修で受講されています。これは、愛情、社会スキルをほめられながら学ぶというもので、今後、実践での取り組みを始めていかれるところです。より良い子どもたちとの関わりが期待されます。	
(2) 食生活	
① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
【コメント】○光明農園では、野菜を作り一緒に収穫をして楽しまれていますし、郷土料理、行事食、誕生日の外出はその子の要望に基づき行われています。ホームdeおもてなしやお菓子作りも行われています。子どもたちの生活時間がバラバラで、個々の生活時間を尊重して、食事もその子に応じた時間で食べられるように支援されています。職員が食卓と一緒にいることができないときもありますが、仕事をしながらでも話をするように努力されています。個々の生活時間の尊重と職員の仕事、勤務時間のバランスには限りがあると思いますが、楽しい食事のため更なる工夫が望まれます。	

② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
【コメント】○嗜好調査は年に1回実施され、摂取量の調査も行われています。食べたい物はリクエストメニューなどいつでも対応ができ、ホームdeクッキングでも対応できるようになっています。栄養士は、土曜、日曜、祭日は一緒に食べたり、夕食は、各ユニットの食事の様子を見るようにされています。アレルギー食に関しては、医師の診断がなくても本人からの希望があれば除去食で対応して様子を見るようにされています。病気の時は、各ユニットや調理室でも協力して対応されています。地域のグループホームでも同じように栄養が摂取できるようにされています。	
③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
【コメント】○食事の献立は掲示され、食品に関しては、おやつエネルギー、お砂糖のカロリーのレクチャーが行われ、これまでに油について、今年度末は塩についてレクチャーする予定をたてられています。偏食に関しては少しでも食べられるようにほめて支援されています。ホームdeクッキングの時に、買い物や調理の機会がありますが、その回数は少なく、日常的な生鮮食品の買い物などの機会はありません。子どもたちに食品選びや値段を知る機会を作ることが望まれます。また、食器洗いなども職員がされていますので、子どもたちが行い習得できる機会作りが望まれます。	
(3) 衣生活	
① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】○衣類は毎年季節ごとに購入し、寝具も購入されています。買い物に関しては、子どもの希望を尊重され、小中学生は職員と一緒に、高校生は自分で買い物に行っています。衣類の洗濯や保管、管理に関しては、時々やってみるような声かけはされていますが、職員が行っています。以前は、洗濯も子どもたちが行うようにしていたそうですが、現代の家庭の在り方、子どもたちの生活時間に余裕がないことなどから現在のように変えたそうです。ただ、生活習慣として洗濯などが身につくように機会を設けることも大切かと思われまます。	
(4) 住生活	
① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
【コメント】○お寺の敷地内にあり、犬が飼われ、光明農園があり、周囲はきれいに掃除も行き届いた環境です。室内も整理整頓され、個々の部屋はそれぞれの好みに応じてものが置かれています。玄関も、ユニットそれぞれに飾られて整理され、靴もきれいに靴箱に整頓されていました。自室の片づけは子どもたちが行うように声かけが行われています。子どもたちが掃除や片付けを、より身に着けられるような取組みが望まれます。	
② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
【コメント】○基本的に個室を準備されていますが、縦割りのユニットであるため、幼児と中高生の関係がうまくいかないことがあるようです。子どものアンケートにも記入されています。職員は、接する時間を幼児と中高生とずらしながら子ども達と接して、気持ちに寄り添うように工夫されています。	
(5) 健康と安全	
① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】○子ども達の身体の健康に関しては、職員が把握されています。途中入所の子どものにはアセスメントを行い、習慣ができていないときには指導が行なわれています。理美容に関してはおおむね月1回位行われています。施設内外の危険個所に関しては、チェックリストがあり見守りが行われています。登校時には登校班に参加し、職員2名が同行し交通ルールなどに関して指導が行われています。	
② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】○嘱託医により毎年4月、9月に健康診断が実施されています。嘱託医、協力医もあり主治医、学校、施設の看護師、職員との連携が行われています。個々の子どもに合わせて精神科の思春期外来の受診や、発達障害に関する職員研修があり、個別のケースに対して、看護師が主治医と連携して個別の対応方法を職員に指導されています。	

(6) 性に関する教育		
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
【コメント】○小さい頃から、自分の体をきれいに大切にすることが伝えられています。体の名称が記載されている性の絵本が各ユニットに準備されています。当初、外部講師から性教育の研修を受けていましたが、今は職員が勉強会をされています。トーク&トークで年に1回性教育が行われています。年齢の横割りグループで、赤ちゃん、性行為、結婚などの性の知識、コンドームを使った避妊の知識なども子どもたちにわかりやすく話されています。		
(7) 自己領域の確保		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
【コメント】○個別のチェスト、タンスを使っており、コップや茶碗、弁当箱や衣類なども個人所有となっています。靴下などは小さく名前を書き内側に貼るなどして自分のものが分かるようされています。また、好きなキャラクターの物を購入したり、購入時に他児と同じものにならないような配慮が行われています。片付けに関しては、極力子ども自身ができるように働きかけられています。		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
【コメント】○写真は撮られていますが、データのままであり、プリントアウト、アルバム整理ができていません。中々時間を作ることができず、職員もやらなければならない、できていないという思いを抱えておられます。地域のグループホームではできているとのことです。職員の自己評価でも、「できていない」という回答が見られました。ただ、退所時には、必ず写真と音楽の入ったDVDを作成して全員に手渡されています。今後は子ども達と一緒にアルバム整理ができる時間を作っていく事が望まれます。		
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】○問題の背景や原因についてケース会議で検討が行われています。心理のケース検討会を行ったり、場合によっては、児童相談所への相談も行われています。表情を見て、暴力行為にならないようにクールダウンの個室を用意したり、自分、他者、物を傷つけるときは場所を変えたり、危険な時は警備会社への通報、警察の生活安全課との連携が取れるようになっています。また、外部SVから当該事例に関するSVを受けることができます。暴力を受けた職員に対しては、一旦帰宅し、上司からのフォローが行われるシステムができています。		
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】○職員には、コミュニケーションや組織論の研修が実施され、職種、年齢を超えて5人1グループで交流する機会を設けて和を図られ、他部署からサポートし職員全員で支援していく体制作りをされています。勤務は、土日に多く配置されています。各ユニットの構成メンバーに関しては、子どもの要望やいじめがあった場合の配慮などは行われますが、極力変えないようにされています。性といじめのアンケートを年に3回実施され、心配なことがあれば職員との関係性も考えて対応され、状況に応じて朝礼での共有、ケース会議開催、児童相談所と連携されています。		
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】○緊急時は職員一斉メールで周知されることとなっています。管理規定に面会の制限が明記され、制限を行う際、解除する際の児童相談所への通知が規定されています。民間警備会社と契約されていますので、何か緊急・危険なことが起こった際には、通報ボタンを押すようになっており、警察の生活安全課とも連携されるということですが、明文化がなく、子ども達の安全のため職員へのより周知徹底が望まれます。		

(9) 心理的ケア		
①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】○心理職員が配置され、専用の部屋があり、WISCなどの検査、箱庭療法の設備があり、現在14名が自立支援計画に基づいた心理面接を受けています。児童相談所の心理士との連携や、子どもが受診している病院の臨床心理士との連携も図られていました。支援方法等も心理職員からのアドバイスが行われています。		
(10) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】○地域の人材によるおさらい教室の実施、塾の利用が行われています。学習支援の職員の配置による日々の宿題のサポート、職員が宿題、時間割を一緒に行うなどサポートされていますが、職員のアンケートによると、支援が十分に行き届かない面も伺えました。学校との連携で、適応指導教室、通級、特別支援学級などの活用も行われています。今後、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）との連携なども含め、より一層の支援体制づくりが望まれます。		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】○職業指導員が配置され、本人、親、家庭支援専門相談員と自立支援計画に基づいて相談支援が行われる体制ができています。光明童園を支える会があり、自動車免許取得費用、就職進学準備金など金銭的な支援も行われています。また、児童手当は、本人と話し合い、できるだけ使わずに卒業時に、必要なことに使えるような働きかけが行われています。		
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】○今年度より、職業指導員が配置されています。実習先の開拓はまだこれからということですが、アルバイトに関しては、施設としては自立のための援助として、色々取り組んで欲しいとの思いから地元の企業、農家などで高校生が働いていますが、高校の規則次第という側面があるということです。今後、就労に関するこれらのことは、職業指導員を中心としてより活発に取り組んでいかれることが望まれます。		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】○入所の際に、保護者あての説明書が配布されています。内容は、施設、家庭、児童相談所等が連携していくことや施設での生活、面会、外泊などのルール、進路に関してなどをイラストを交えて、読みやすくわかりやすく作成されています。平成28年度には、家庭支援相談専門員を2名に増員されて、家庭訪問、帰省支援、面会支援が多数実施され家庭支援に取り組まれています。家庭生活訓練の場である、親子訓練教室いんどりルームでの支援も実施されています。		
(12) 親子関係の再構築支援		
①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】○親子関係再構築のための取り組みが、自立支援計画に位置付けられています。例えば、母の日や父の日のカード、父母の誕生日カードなど、子どもが書いてみようかなと思うような働きかけや、書いてみようと思った時にカードを送る支援が行われています。親子訓練室のいんどりルームの利用も増えています。		
(13) スーパービジョン体制		
①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
【コメント】○外部のスーパーバイザーが2名おられます。事例の検討、困難事例へのアドバイスなど定期的に行われています。職員へのメンタルヘルスサポートは、施設のスーパーバイザーで心理士から月に1回、「もも」という場で希望する職員に面談が行われています。今後、職場内で、個別の定期的なスーパービジョン体制を構築され、職員に対する支援が行われることが望まれます。		